

光学区自主防災協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、光学区自主防災協議会（以下「本会」という）と称する。

(組織)

第2条 本会は、光学区内における居住者並びに民主団体及び諸機関をもって組織する。

(本部及び事務局)

第3条 本会の本部及び事務局は、光公民館におく。

第2章 目的

(目的)

第4条 本会は、光学区内住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及、啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出、救護、給食、給水等の応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第4章 本部役員

(本部役員)

第6条 本会に、次の本部役員をおく。

- (1) 会長 1名（町内会連合会会長を充てる）
- (2) 副会長 16名（町内会連合会会長を除く単位町内会会長を充てる）
- (3) 事務局長 1名（公民館館長を充てる）
- (4) 班長 5名（情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班の班長を充てる）
- (5) 幹事 15名（連携団体長を充てる）
- (6) 会計 1名（公民館主事を充てる）
- (7) 会計監査 2名（女性会会長、交通安全自治会会長を充てる）
- (8) 相談役 1名（南防火協会光支部支部長を充てる）

(本部役員の任期)

第7条 本部役員の任期は、2ヵ年とする。ただし、再任することができる。

2 員の任期を経過しても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

3 任期の途中において就任した場合の任期は、前任者の任期とする。

(本部役員の任務)

第8条 本部役員の任務は、つぎのとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- (3) 事務局は、庶務事項を処理する。
- (4) 班長は、班を代表し、班のまとめを行う。
- (5) 幹事は、各班に分散し、活動を行う。
- (6) 会計は、会計の処理を担当する。
- (7) 会計監査は、会計を監査する。
- (8) 相談役は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第5章 会議

(会議)

第9条 会議は、総会及び本部役員会・班会議・ブロック会議とする。

- 2 総会は、本会会員を以って年1回開催する。
但し、非常事態等、本会会員が一同に参集できない場合は、書面による審議のうえ書面表決により決議することができる。
- 3 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の改正に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他、会長が地区に必要と認める事項。
- 5 本部役員会は、会長が必要と認めた場合に招集する。
- 6 本部役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) その他、会長が特に必要と認める事項。
- 7 班会議は、班長が必要と認めた場合に招集する。
- 8 班会議は、班活動に関することを審議する。
- 9 ブロック会議は、ブロック長が必要と認めた場合に招集する。
- 10 ブロック会議は、ブロック活動に関することを審議する。
- 11 災害発生時においては、迅速に緊急会議を開催する。会議の構成員については、特に定めない。

第6章 会計

(会計)

第10条 本会の経費は、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 3 会計の監査は、毎年1回会計監査を行う。会計監査は、会計の監査結果を総会に報告しなければならない。

附則

本会規約は、2019年4月24日から施行する。

本会会則は、2021年7月9日総会で一部改正し、2021年7月9日から施行する。

規約から会則に改正 本会の構成を本部役員と会員に改正
総会が書面表決で決議できるように改正